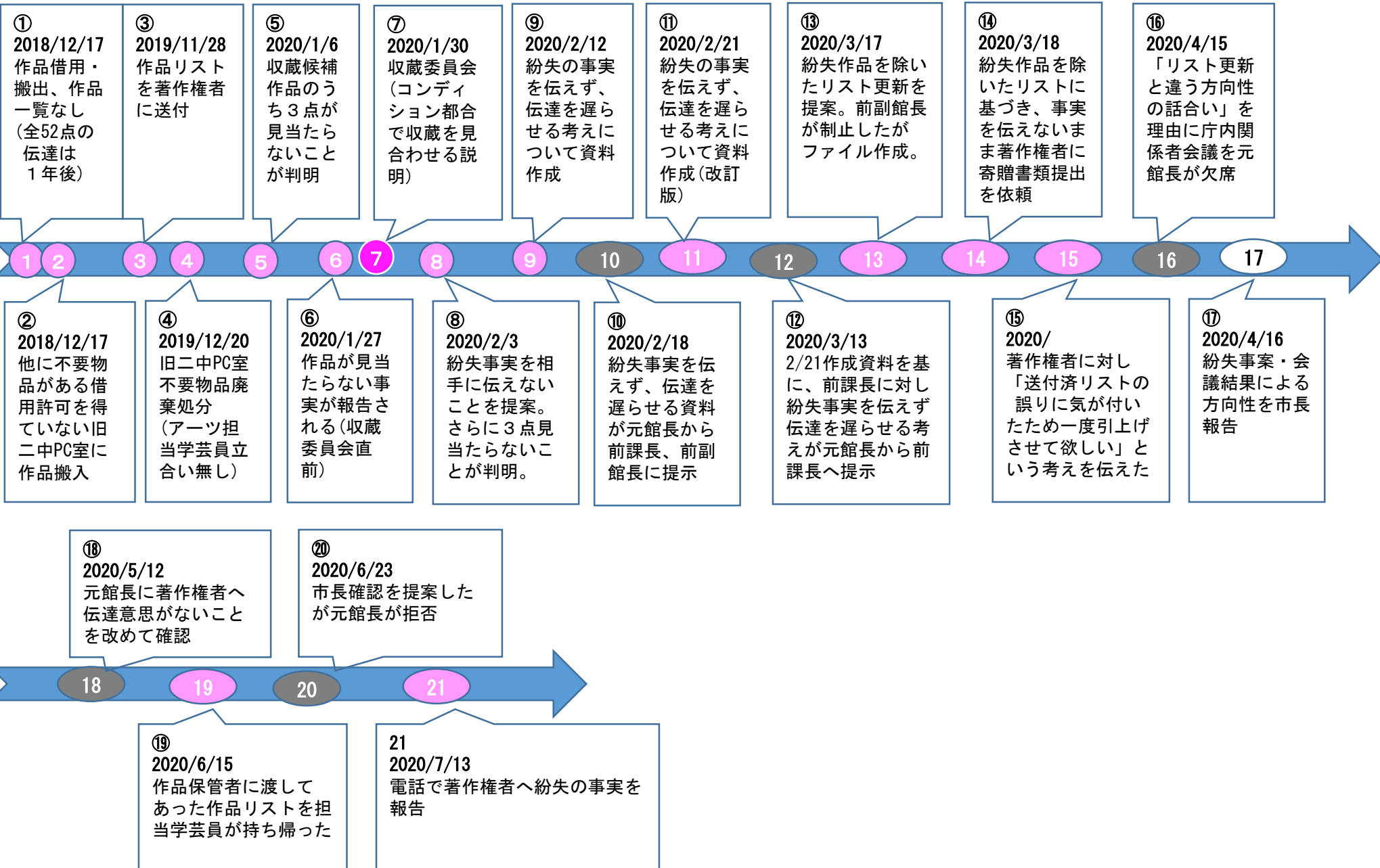


# 紛失事案の経過と性質の分類 ①

資料2



# 紛失事案の経過と性質の分類 ②

## 8 9 10 11 12 15 事実を伝えず報告遅延

- ・所在不明の事実を隠すこと、報告・伝達を遅らせることが提案されていた
- ・館の信用失墜、自身の進退に関わるため、事実を伝えないことを優先するような発言があった

## 13 19 14 リスト更新・持ち帰り・寄贈書類送付

- ・リスト一旦持ち帰る考えを著作権者に伝達、紛失事実を伝えず寄贈依頼、リスト持ち帰りを実施。
- ・懲戒処分になるのでやめるよう指示したが従わなかった

## 16 方針会議欠席 公開により失うものが大きいと表明

## 18 20 事実伝達・市長確認の拒否

- 21 著作権者への伝達  
事務職を外して伝達。その後も重要な事実を伏していた。

## 故意

## 8 9 10 11 12 15 事実を伝えず報告遅延

## 19 作品リスト引上げ

- ・一連の事案を行政側として制止できなかった。
- ・幹部職員への報告、事故対応が速やかに行えなかった。(初動対応の遅れ)

## 14 寄贈書類送付

- ・事案を把握していた管理職が寄贈書類の送付依頼手続きを決裁、著作権者への書類送付が止められなかった。

- 行政領域の判断を館長にゆだねることとなった
- 正しく処理をするような声が上げられなかった(心理的安全性が担保されていなかった)
- 著作権者に至急事実を伝える判断に制止がかかった(初動ミス)。

## 個人

## 1 2 作品借用・移送・搬出入

- ・借用リストの未作成
- ・事前調査を十分にせず多くの作品を借用

## 3 借用作品リスト作成の遅滞・途中確認

- ・リスト作成に1年間を要した
- ・借用時のコンディション確認、数の照合が不十分だった
- ・定期確認がなく紛失時期が不明。職員共有が不十分だった

## 4 不用品処分時や事前区分けに担当学芸員の立合いがなかった

- 5 6 作品紛失の発覚後の上司への報告遅延  
報告の遅れが後の対応や調査を困難に

## 過失

## 組織

## 1 2 作品借用・移送・搬出入

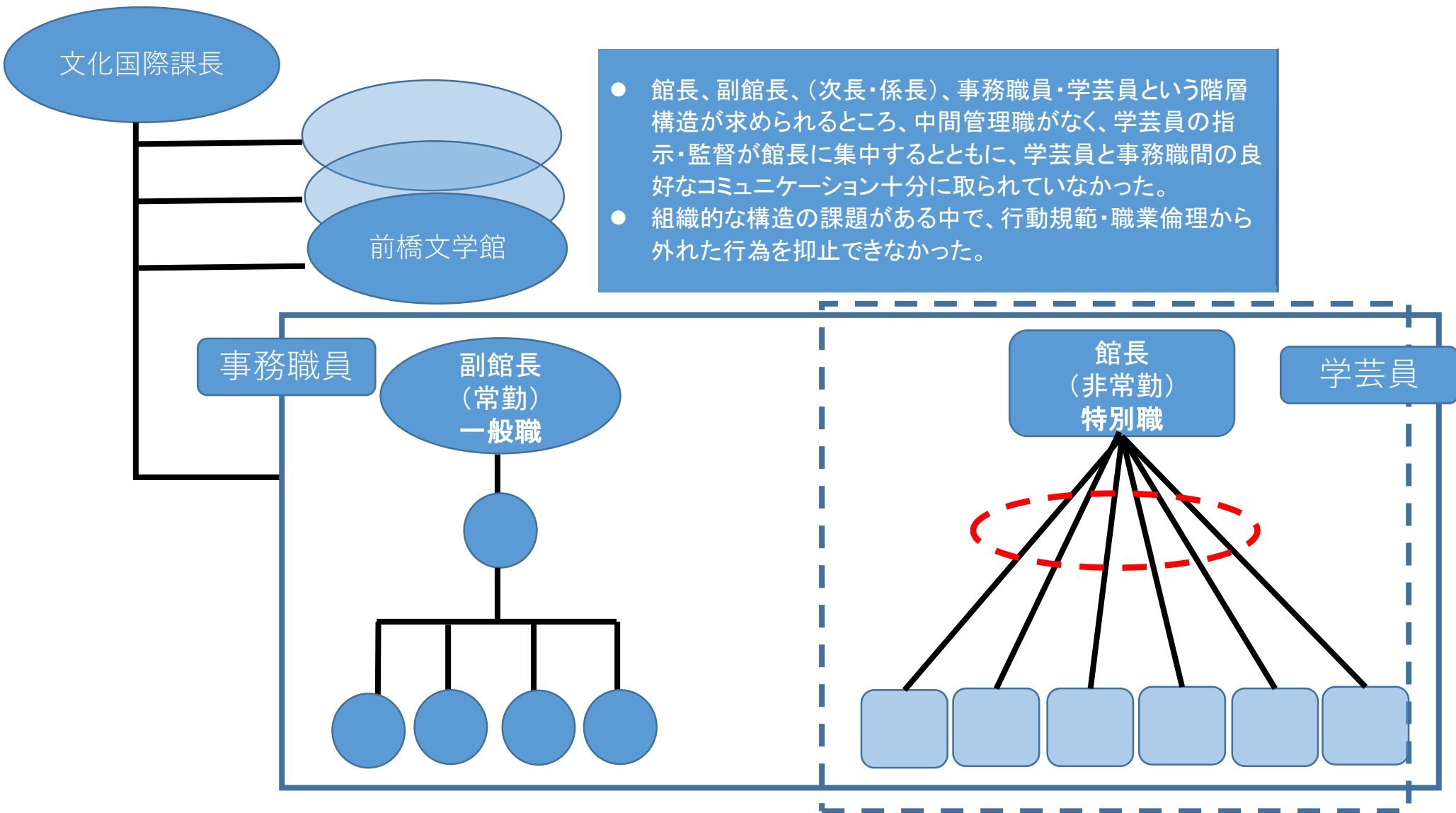
- ・一連の手続きのエラーチェック機能が働かなかった(学芸側の中間管理職が存在しない)

## 4 不用品処分時や事前区分けに担当学芸員が立ち会いがなかった

- ・旧二中への該当作品移送・保管がチェックできなかった。

- 館長が不在なことが多い中、学芸員側で専門的な指導、チェックできる役職や人材・体制がなかった。
- 経験が少ない職員、学芸員資格未取得職員も作品収蔵業務や展覧会業務を横断的に任される体制だった。

# アーツ前橋の組織構造の課題



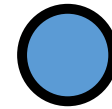
# アーツ前橋学芸員の経験年数

2018年度(作品借用時)

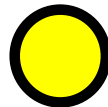
現在

20年以上

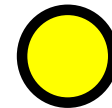
20年以上  
(25年以上)



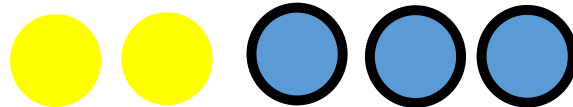
10年以上



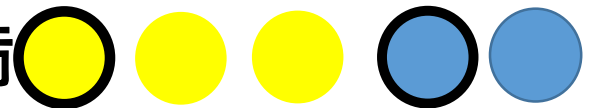
10年以上  
(15年以上)



10年未満  
(6年未満)



10年未満  
(8年未満)



● 任期付き正規職員

● 準常勤・会計年度任用職員

○ 学芸員資格取得

経験ある中堅以上のスタッフ数に厚みがある体制(職員採用・配置)が取られないと人材育成など持続可能性が担保されないと考える。